

「燃料サーチャージ制」について（平成27年2月1日改定）

弊社では、平成20年8月に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年10月より適用実施しております。

私ども運送業界における主要な経費のひとつであります軽油価格は、昨年末以来世界経済の混迷や米国のシェールオイルの生産増などを背景に原油安が進行した影響で1月に入っても下落基調にあります。価格が比較的安定していた平成15年頃までに比べて依然として高価格で推移している状況にあり、企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。既報の通り、燃料価格高騰があまりにも企業収益を圧縮してきたことから、平成20年3月14日付にて、国土交通省から軽油価格上昇分を運賃へ転嫁を求める為に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」が発表され、トラック事業者にも燃料サーチャージ制を導入することが決定されました。この決定に基づき弊社では平成20年8月28日に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年10月より特積貨物並びに貸切貨物につきまして、順次適用をさせて頂いております。

弊社と致しましても、様々な環境変化に対応すべく、全力を挙げて経費削減に取り組んでまいりましたが、軽油価格上昇による燃料費の増加、トラックやドライバーの不足による人件費の増加等、多くのコストアップ要因は既に企業内努力だけでは限界を超え、企業収益を圧迫している状況となっております。つきましては誠に恐縮ではございますが、燃料サーチャージ制導入によるサーチャージ料金収受に向けた取り組みにつきまして何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

燃料サーチャージ制とは

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止致します。

【現在の料金適用燃料価格】

適用期間：平成27年2月1日～平成27年4月30日ご出荷貨物分

対象月	軽油単価
平成26年10月	143.1円/ℓ
平成26年11月	138.6円/ℓ
平成26年12月	133.1円/ℓ

3カ月 平均 138.3円/ℓ

届出ランク：⑥を使用

(参考) 平成25年10月～12月の3カ月平均単価 138.1円/ℓ (+0.2円/ℓ、+0.1%)

平成21年10月～12月の3カ月平均単価 107.3円/ℓ (+31.0円/ℓ、+29.0%)

※経済産業省資源エネルギー庁発表の 石油製品価格調査(軽油現金価格)の中部運輸局管内の平均単価を使用

http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline1

方式：集荷+配達+幹線の合計サーチャージ（全日本路線連盟方式）

基準価格：平成7年時点での店頭平均価格 77.7円/ℓ / 平成20年8月届出時（6月）の店頭平均価格 152.0円/ℓ

改定条件：3カ月間の店頭平均価格を計算し、3か月間の最終月の翌々月から改定する。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より